

ソフトウェア開発契約書

アクセス情報収集の自動化ソフトウェア

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

ソフトウェア開発契約書.....	1
アクセス情報収集の自動化ソフトウェア.....	1
1. 開発者の義務.....	3
2. 成果物.....	3
3. 支払い.....	3
4. ソフトウェアの知的財産権.....	4
5. 仕様の変更	4
6. 秘密保持	4
7. 保証	4
8. 補償	5
9. 書面以外での契約内容の変更の不可	5
10. 準拠法	5
11. 特別条項	5
別添 A ソフトウェアの仕様.....	6
別添 B マイルストーンと進捗支払.....	8

22 本ソフトウェア開発契約書（以下「本契約書」または「ソフトウェア開発契約書」といい
23 ます）は、この契約により拘束されることに合意した、XXXXに主たる事業所を持つ
24 XXXX（以下「開発者」といいます）と、XXXXに主たる事業所を持つXXXX（以下「ク
25 ライアント」といいます）との間の契約を支配する条件を記載しています。
26
27 クライアントは、別紙 A に詳細を記載した アクセス情報週の自動化ソフトウェア（以下
28 「本ソフトウェア」）を構想しており、開発者はクライアントと本ソフトウェアの開発契約
29 を締結した請負業者である。
30
31 よって、本ソフトウェア開発契約の当事者による相互の誓約と約束を考慮して、開発者と
32 クライアント（個々に、それぞれを「当事者」とし、総称して「両当事者」とします）
33 は、以下のように誓約し、同意します。

1. 開発者の義務

クライアントは、本契約により開発者を雇い入れ、開発者は別紙 A に添付されている仕様書（以下「仕様書」といいます）に従って本ソフトウェアを開発することに同意するものとします。

- i. 開発者は、別紙 B に添付されたフォームに記載されたマイルストーンに従って、本ソフトウェアの開発を完了するものとします。
- ii. 最終製品の納品後 10 日間、開発者は、本ソフトウェアの操作に関する質問に回答したり、問題解決を支援するために、90 時間まで無料でクライアントにサポートを提供するものとし、それ以降の支援については、1 時間あたり XX 円のレートでクライアントに請求するものとします。開発者は、本ソフトウェアに関するクライアントからの合理的な要求に対し、開発者は 3 営業日以内に応答することに同意します。
- iii. 本ソフトウェア開発契約に明示的に規定されている場合を除き、クライアントは本契約に基づいて開発者に他のサポートや援助を提供する義務を負わないものとします。
- iv. クライアントは、本契約の条項に重大な違反があり、そのような違反の通知から 5 日以内にそのような違反を解決しなかった場合、いつでも本ソフトウェア開発契約を終了することができます。
- v. 開発者は、クライアントが指定したシステム上で本ソフトウェアが動作することを検証するものとします。
- vi. 開発者は、クライアントから要求された場合、納品日以降に、本ソフトウェアの操作に関する合計 2 日間のトレーニングをクライアントに提供するものとします。

2. 成果物

本ソフトウェアは、納入日までに本仕様書に従って機能するものとします。

- i. 納品されたソフトウェアが本仕様書に適合していない場合、クライアントは納品日から 10 日以内に、本仕様書に適合していない点を書面で開発者に通知するものとします。開発者は、その通知を受けた時点で、不適合を修正するために合理的な努力をすることに同意するものとします。
- ii. クライアントは、本契約書の第 2.1 項に記載されているように、ソフトウェアが仕様に適合していないと判断した場合を除き、納品日から 10 日以内に、ソフトウェアが仕様に適合していると判断した旨の、書面による通知（合格書）を開発者に提供するものとします。

3. 支払い

支払総額を別途取り決めるとともに、マイルストーンごとの進捗支払比率は別添 B の通り

とします。

4. ソフトウェアの知的財産権

両者は、クライアントが著作権や商標権といった、本ソフトウェアのすべての知的財産権を保持することを認め、同意するものとします。開発者は、本ソフトウェアの完成およびクライアントへの引渡しの前後において、本ソフトウェアの知的財産権の所有権を主張しないことに同意するものとします。

5. 仕様の変更

クライアントは、仕様書および仕様書の実行に必要な作業について、合理的な変更を要求することができます。クライアントがそのような変更を要求した場合、開発者は最善の努力を尽くし、クライアントに追加費用をかけずに、ソフトウェアの配信を遅らせることなく、要求された変更を実施します。提案された変更により、ソフトウェアの提供に遅延が発生したり、クライアントに追加の費用が発生する場合には、開発者はその合理的な理由と背景をクライアントに説明するものとします。クライアントと開発者は協議し、クライアントは提案した変更を撤回するか、または開発者が提案した変更と遅延および追加費用を含めて、ソフトウェアを提供するように要求することができます。クライアントは、遅延や追加費用が発生するかどうかの判断は開発者のみが行うことに同意します。

6. 秘密保持

開発者はクライアントの業務、本ソフトウェアのコード、仕様書、ただしこの限りではない、といった本ソフトウェアに関する詳細（以下、「機密情報」といいます）を第三者に開示してはならない。クライアントの要求がない限り、個人的な使用または配布のために、機密情報または機密情報に含まれる概念のコンテンツのコピーを作成してはならず、クライアントの利益以外に機密情報を使用してはいけません。

7. 保証

開発者は、以下のことをクライアントに表明し、保証するものとします。

- i. 本契約に基づく本ソフトウェアの開発および成果物は、開発者が他の当事者との間で締結している他のいかなる契約にも違反していないこと。
- ii. 本ソフトウェアが他の当事者の知的財産権を侵害しないこと。
- iii. 納品日から 5 日間は、本ソフトウェアは本仕様書に従って動作するものとし、その間に本ソフトウェアが故障した場合、または何らかの方法で本仕様書に従って動作しない場合には、開発者は合理的に必要な措置を講じて問題を解決し、本仕様書に従って動作することを保証するものとします。

8. 補償

開発者は、開発者が第三者の知的権利を侵害したことによる合理的な弁護士費用を含む、ソフトウェアに関連するあらゆる種類の訴訟および費用から、クライアントを補償し、防御し、保護することに同意するものとします。

9. 書面以外での契約内容の変更の不可

本契約への変更は、両当事者が書面で合意しない限り、有効なものではありません。

10. 準拠法

本ソフトウェア開発契約およびその条件の解釈は、本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

11. 特別条項

この条項は本契約の修正/追加/変更に使用することができます。ある場合には、該当する条項と記載事項を明記し、必要に応じて以下に記載するものとします。両当事者は、本契約書に記載されている内容が上記の他の内容に優先することに同意するものとします。

本ソフトウェア開発契約は、以下に定める日および年の日付において、両当事者は、その正当な権限を有する者により、本ソフトウェア開発契約を締結したものとします。

開発者

名前	署名
	日付

クライアント

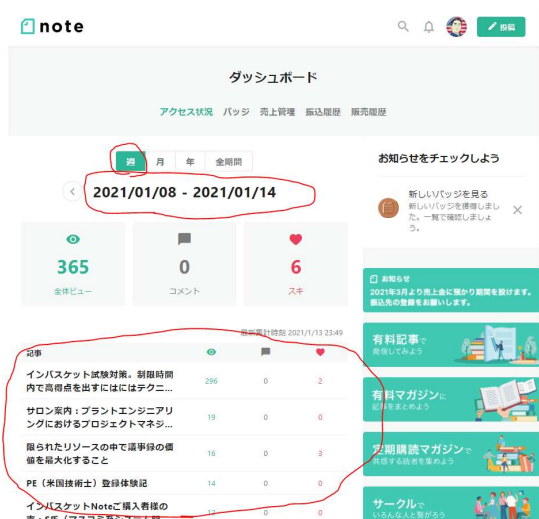
名前	署名
	日付

別添 A ソフトウェアの仕様

1. プログラムは Google chrome で Windows 10 もしくはそれ以上で動作すること。

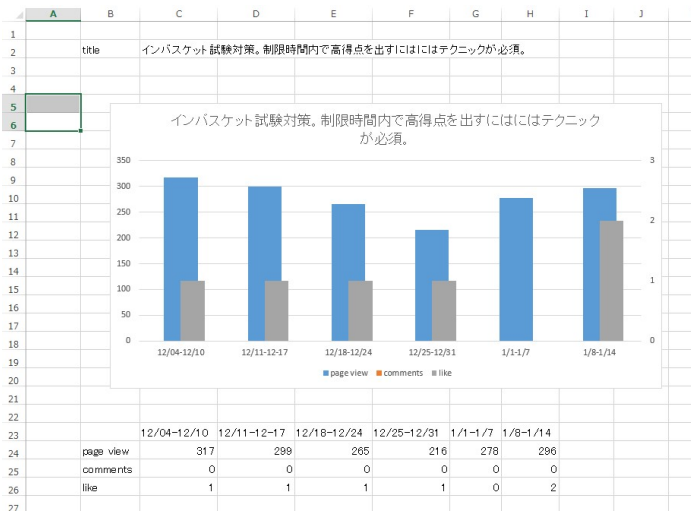


2. サイト (<https://note.com/>) にアクセスしあらかじめ設定したアカウント情報を下にログインする。
3. ダッシュボードにあるアクセス情報を取得する。週次データが最も詳細なデータになるのでそれを取得する。

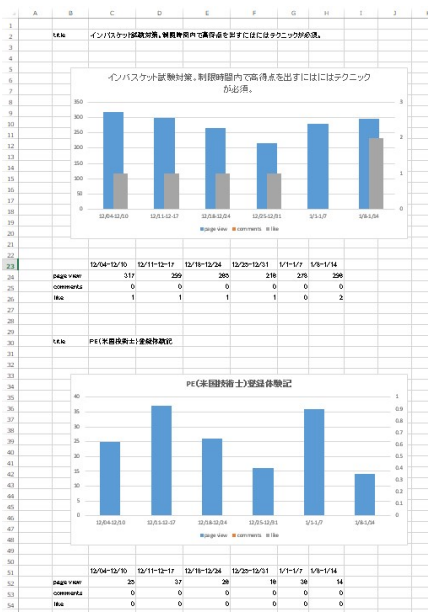


140 4. 取得したデータはエクセルにエクスポートしグラフ作成までを自動で行う。

141



142



143

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1										
2				12/04-12/10	12/11-12-17	12/18-12/24	12/25-12/31	1/1-1/7	1/8-1/14	
3	title	インバスケッ 試験対策。制限時間内で高得点を出すにはテクニックが必須。	page view	317	299	265	216	278	296	
4			comments	0	0	0	0	0	0	
5			like	1	1	1	1	0	2	
6	title	PE(米国技術士)登録体験記	page view	25	37	26	16	36	14	
7			comments	0	0	0	0	0	0	
8			like	0	0	0	0	0	0	
9										

144

145

146

別添 B マイルストーンと進捗支払

147 日付にはマイルストーン後の日数を記載する。契約発効日とは、他に取り決めがない限り、
 148 この契約書の署名日を指します。

日付	マイルストーン	合計金額に対する支払比率
契約発効日から 3 労働日	ドラフト版の提出	40%
ドラフト版の提出日から 6 労働日	クライアントのコメントに基づき修正した最終版。これを納品日とする。	40%
納品日から 10 日後	合格書の発行、納品後サポートの完了	20%

149